

京都市訓令甲第26号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表文化市民局文化部庶務課の項中「文化市民局文化部庶務課」を「文化市民局共同  
参画社会推進部文化市民総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室情報統計課)